

○藤岡市ふるさとの木で家づくり支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内における林業及び木材産業の発展並びに転入者の定住の促進を図るため、地域材を使用した住宅を新築する者及び増改築しようとする者に対し、予算の範囲内で藤岡市ふるさとの木で家づくり支援事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、藤岡市補助金等に関する規則(昭和42年規則第2号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 地域材 ぐんま優良木材(合法的な手続を経て伐採された群馬県内産の素材丸太を原材料として生産される製材品であって、ぐんま優良木材品質認証センターが定めるぐんま優良木材製品品質規格基準に適合するものをいう。)であって、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 市内で伐採された木材

イ 市内のぐんま優良木材認証工場で製材又は加工された木材

(2) 転入者 継続して居住する意思をもって、本市に転入し1年を経過していない者又は本市に転入しようとする者をいう。ただし、転入の日以前3年間に於いて本市の住民基本台帳に登録されていた者を除く。

(交付要件)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、第1号及び第2号の要件をいずれも満たす者とする。ただし、転入者が次条第2項の規定による加算金を申請する場合に於ては、第3号の要件も満たす者とする。

(1) 市内に自己の居住用の住宅であって、別表第1-1に掲げる要件を満たすものを新築する者又は別表第1の2に掲げる要件を満たすものとして増改築する者であること。ただし、2人以上の共有名義の住宅に於ては、共有者の代表者とする。

(2) 次のいずれにも該当する者でないこと。

ア 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

イ 暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者

ウ 暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者

キ 暴力団員と密接な交友関係を有する者

(3) 本市に、第5条の規定による申請の日から5年以上、継続して居住する意思を有している者であること。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、地域材の使用材積量(1立方メートル未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)に1立方メートル当たり3万円を乗じて得た額とし、45万円を上限とする。

2 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)が転入者である場合は、前項に規定する補助金の額に10万円を加算して得た額とする。

(補助金の交付申請)

第5条 申請者は、ふるさとの木で家づくり支援事業補助金交付申請書(様式第1号)に別表第2に掲げる書類を添付して、新築をする場合にあっては原則として当該住宅が上棟する日の14日前までに、住宅を増改築する場合にあっては当該住宅の工事を開始する日の10日前までに市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があった場合において、その内容を審査し、適当と認めたときは、ふるさとの木で家づくり支援事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により、当該申請者に通知するものとする。

(申請内容の変更)

第7条 前条の規定による補助金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、同条の規定による申請の内容を変更し、又は中止しようとするときは、ふるさとの木で家づくり支援事業補助金交付決定変更(中止)申請書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、その内容を審査し、適当と認めたときは、ふるさとの木で家づくり支援事業補助金交付決定変更(中止)通知書(様式第4号)により、当該交付決定者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 交付決定者は、住宅を新築する場合においては上棟検査が完了したとき又は転入の手続が完了したとき、住宅を増改築する場合においては建築検査が完了したときは、ふるさとの木で家づくり支援事業補助金実績報告書(様式第5号)別表第3に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定及び交付)

第9条 市長は、前条の規定による報告があった場合において、当該報告の内容を審査した結果、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、補助金の額を確定し、交付決定者に交付するものとする。

(補助金交付の取消し等)

第10条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。ただし、第3号については、市長が特別な事情があると認めたときは、この限りでない。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたことが判明したとき。
- (3) 第4条第2項の規定による加算金(以下「転入者加算金」という。)を申請した場合にあっては、第5条の規定による申請の日から5年未満に本市から転出したとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定の全部又は一部を取り消したときは、ふるさとの木で家づくり支援事業補助金交付決定取消通知書(様式第6号)により当該申請者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第11条 市長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、ふるさとの木で家づくり支援事業補助金返還命令書(様式第7号)により期限を定めてその返還を命ずるものとする。

2 前項の規定による補助金の返還額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) この要綱に違反したとき 交付した補助金の全額
- (2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたことが判明したとき 交付した補助金の全額
- (3) 第5条の規定による申請の日から3年未満に本市から転出したとき 交付した転入者加算金の全額
- (4) 第5条の規定による申請の日から3年以上5年未満に本市から転出したとき 交付し

た転入者加算金の半額

(書類等の保存)

第12条 補助金の交付を受けた者は、補助事業に係る帳簿、書類等を事業が完了した日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 (令和4年告示第43号)

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年告示第11号)

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

附 則 (令和7年告示第41号)

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1の1(第3条関係)

住宅の規模等	延床面積(建築基準法(昭和25年法律第201号)上の「延べ面積(住宅の部分)」をいい、非住宅部分の面積は含まない。)が80平方メートル以上280平方メートル以下の一戸建て住宅であること(店舗付き住宅等の併用住宅の場合は、住宅部分の床面積が非住宅部分(店舗、事務所等)の床面積以上であること。)
地域材の使用材積量	地域材を8立方メートル以上使用していること。
地域材の使用用途	構造材、化粧材、造作家具、内外装材等に使用すること。
施工業者	工事を施工する者が、建設業法(昭和24年法律第100号)別表第1の上欄の建築一式工事の許可を受けていること。ただし、補助に係る住宅の延床面積が150平方メートルに満たない場合であって、工事を施工する者が専ら建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第1条の2に定める軽微な建設工事のみ請け負うことを営業としているため建設業の許可を要しない場合については、この限りでない。 なお、工事を施工する者が、建設業の許可を有していない場合は、特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律(平成19年法律第66号。以下「住宅瑕疵担保履行法」という。)に定める住宅瑕疵担

	保責任の資力確保のための住宅瑕疵担保責任保険と同等な保険に加入していること。
施工	補助金の交付決定を受けた年度の末までに上棟する住宅であること

別表第1の2(第3条関係)

住宅の規模等	一戸建て住宅であること(店舗付き住宅等の併用住宅の場合は、住宅部分の床面積が非住宅部分(店舗、事務所等)の床面積以上であること。)。
地域材の使用材積量	地域材を1立方メートル以上使用していること。
地域材の使用用途	構造材、化粧材、造作家具、内外装材等を使用すること。
施工業者	工事を施工する者が、建設業法別表第1の上欄の建築一式工事の許可を受けていること。ただし、補助に係る住宅の延床面積が150平方メートルに満たない場合であって、工事を施工する者が専ら建設業法施行令第1条の2に定める軽微な建設工事のみ請け負うことを営業としているため建設業の許可を要しない場合については、この限りでない。 なお、工事を施工する者が、建設業の許可を有していない場合は、住宅瑕疵担保履行法第19条2号の規定による保険と同等な保険に加入していること。
施工	補助金の交付決定を受けた年度の末までに工事を完了する住宅であること。

別表第2(第5条関係)

現地案内図
各階平面図（ただし、増改築については、地域材使用箇所がわかるよう色塗りした平面詳細図と立面図その他の資料）
建築確認済証の写し又は建築工事届の写し
請負契約書の写し又は売買契約書の写し
施工業者の建築業許可書等の写し
施工業者が建設業法施行令第1条の2に定める軽微な建設工事のみを請け負うことを営業と

しているため建設業の許可を要しない場合は、住宅瑕疵担保履行法に定める住宅瑕疵担保責任の資力確保のための住宅瑕疵担保責任保険に加入していることを証する書類の写し
木材の出荷証明書又は地域材の購入が確認できる書類の写し
その他市長が必要と認める書類
(転入者加算金の対象となる者の場合)申請者の住民票

別表第 3 (第8条関係)

振込通帳(交付決定者名義)の表紙及び1ページ目の写し
その他市長が必要と認める書類
(転入者加算金の対象となる者の場合)交付決定者の住民票(入居後)